世帯非課税を証明する書類見本一覧(※見本は縮小しています。)

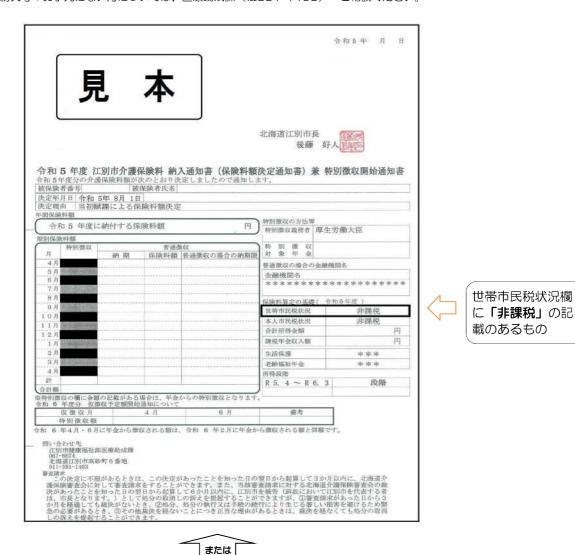
下記①~③のいずれか1点のコピーを接種時に医療機関に提出してください。 見本は全て令和5年度のものです。<u>令和6年度のものは名称・様式等が若干変更になる場合があります。</u> ①~②の介護保険料の納入通知書のコピーは、6月末までに接種される方は令和5年度のものを、7月以降に接種される方は令和6年度のものを、7月以降に接種される方は今和6年度のものを医療機関にごといる。

③の後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証のコピーは接種日当日に有効期限内のものを医療機 関にご提出ください。

(接種対象者のうち、65歳未満の方および①~③の書類がお手元にない方は裏面をご覧ください)

① 介護保険料 納入通知書(保険料額決定通知書) 兼 特別徴収開始通知書

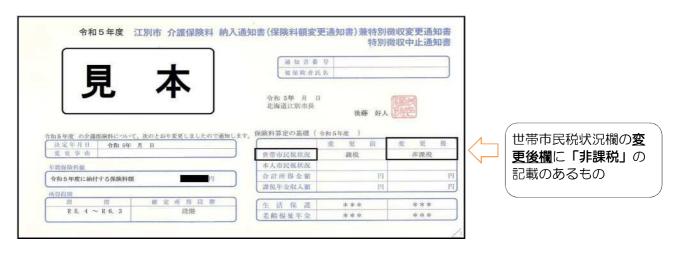
※紛失等でお手元にない方については、医療助成課(Tel381-1403)へご相談ください。





世帯市民税状況欄 に「非課税」の記 載のあるもの

② 介護保険料 納入通知書(保険料額変更通知書) 兼 特別徴収変更通知書特別徴収中止通知書



③後期高齢者医療限度額適用•標準負担額減額認定証



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の交付などについては、 医療助成課(Tel381-1403)にお問い合わせください。

※有効期限内のもの

※適用区分は区分Ⅰ、区分Ⅱどちらでも可

※後期高齢以外の減額認定証は世帯非課税の証明書としてはご使用になれませんのでご注意ください。

接種対象者のうち、65歳未満の方および①~③の書類がお手元にない方はこちら 高齢者予防接種用非課税証明書の申請方法

ご本人を確認できる書類(免許証や保険証等)を持って、各証明交付窓口で申請してください(無料)。同居の親族以外の方が証明書発行をご希望の場合は委任状が必要です。 詳しくは市民税課市民税係(Tel 381-1012)にお問い合わせください。

※令和6年1月1日時点で江別市に住民登録のない方は、各証明交付窓口では令和6年度の非課税証明書を発行できません。 また、令和5年1月1日時点で江別市に住民登録のない方は、各証明交付窓口では令和5年度の非課税証明書を発行できません。 それぞれの年の1月1日時点の住所地で取得してください。この場合、証明書の発行は有料となる場合があります。

証明交付窓口

市役所本庁舎1階市民税課市民税係(Te381-1012)高砂町6/市役所大麻出張所(Te382-4855) 大麻中町26-4/ 市民交流施設「ぶらっと」内証明交付窓口 東野幌本町6-43/水道庁舎内証明交付窓口 萩ヶ岡1-4/豊幌地区センター内証明交付窓口 豊幌686-10

高齢者予防接種用非課税証明書は6月末までに接種される方は令和5年度のものを、7月以降に接種される方は令和6年度のものを医療機関にご提出ください。

また、各証明書は後日提出されましても、自己負担の免除は受けられず、返金もされませんので接種前(接種当日)に必ず提出してください。